

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 6 年 4 月 26 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 留学促進フェア開催・広報業務
- (2) 契 約 期 間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日(月)まで
- (3) 業 務 の 規 模

本件業務に要する費用として、次のとおり想定している。ただし、これらの金額は本件業務に係る契約額を示すものではなく、業務の規模を示すものであることに留意すること。

4,999,000 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- (4) 履 行 場 所 別添留学促進フェア開催・広報業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとお
り
- (5) 業 務 内 容 等 別添仕様書のとお
り

2 事業の趣旨

グローバル人材の育成に向け、県内の大学生、高校生等の留学に対する関心と意欲を喚起するとともに、留学について検討する機会の拡大につなげることを目的として、留学促進フェアを開催する。

3 技術提案に参加できる者の資格

技術提案の公告日から 7（1）に規定する契約候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 5. 企画・製作」であり小分類の種目名に「2. 看板、3. 写真・製図、4. 映画・ビデオ、5. 広告・広報、6. イベント企画・運営、7. デザイン企画」の全ての項目が登録され、かつ、業務種目が「大分類 8. 情報・通信サービス」であり小分類の種目名に「1. コンテンツ作成」の全てが登録されており、格付区分 A 又は B であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登録された所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号 岡山県県民生活部国際課

電話番号 086-226-7283

ファックス番号 086-223-3615

5 技術提案参加手続等

(1) 仕様書及び様式等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本公告の日から令和 6 年 5 月 15 日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 配布場所

上記 4 の場所に同じ

なお、岡山県ホームページからもダウンロードすることができる。

<https://www.pref.okayama.jp/>

(2) 技術提案参加表明方法

ア 提出書類

様式第 1 号（参加表明書）

イ 提出期限

令和 6 年 5 月 15 日（水）午後 5 時（必着）

ウ 提出場所

上記 4 の場所に同じ

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限るものとし、イの提出期限までに必着のこと。）

(3) 技術提案参加資格要件の審査

参加表明書を提出したものについて、上記 3 の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、「参加資格不適合通知書」（様式第 2 号）により結果を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和 6 年 5 月 22 日（水）午後 5 時（必着）

イ 受付方法

「留学促進フェア開催・広報業務に係る技術提案質問・回答書」(様式第3号)によりファックスで送信すること。電話又は口頭による質疑には、応じない。

ウ 宛先

岡山県県民生活部国際課

ファックス番号 086-223-3615

ファックス送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

確認用電話番号 086-226-7283

エ 回答方法

参加表明書を提出したすべての者に対してファックスにより回答を送付する。

ただし、本技術提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

6 技術提案

(1) 技術提案書の提出

技術提案参加者は、仕様書及び説明書により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限

令和6年5月24日(金)午後5時

イ 提出場所

上記4の場所に同じ

ウ 提出書類

- ・様式第4号「留学促進フェア開催・広報業務に係る技術提案書の提出について」 1部
- ・提案書 6部
- ※1部は提案者の名称を記載、他は名称を記載しないこと。
- ・見積書 1部
- ・様式第5号「留学促進フェア開催・広報業務技術提案説明者名簿」 1部

エ 提出方法

持参又は郵便(書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。)

(2) 技術提案書の説明

技術提案参加者は、(1)により提出した書類について次のとおり説明(プレゼンテーション)を行わなければならない。

ア 説明(プレゼンテーション)実施日

令和6年5月27日(月)(詳細は、技術提案参加者に別途連絡する。)

イ 説明(プレゼンテーション)実施時間

30分以内(時間の超過は認めない。)。このほか、質疑応答の時間を設ける。

ウ 説明(プレゼンテーション)会場

〒703-8278

岡山市中区古京町一丁目7番36号

岡山県庁分庁舎 503会議室 (詳細は、技術提案参加者に別途連絡する。)

エ 説明者

説明者は、3名以内とする。

7 契約候補者の選定及び契約の締結等

(1) 契約候補者の選定

提出された提案書について、その内容、金額等について、留学促進フェア開催・広報業務プロポーザル評価基準に基づき総合的に審査する。

審査の結果、最も適当と認められる提案書を提出した者を契約候補者として選定し、令和6年6月5日（水）までに「審査結果通知書（選定）」（様式第6号）によりファックス等で通知する。

その他の者に対しては、同日までに「審査結果通知書（非選定）」（様式第7号）によりファックス等で結果を通知する。

(2) 契約の締結

契約候補者の決定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と岡山県が協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記5の（2）のイの期限までに所定の参加表明書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記6の（1）のアの提出期限を越えて提出されたとき。
- (3) 上記1の（3）に示す業務規模額を上回る見積書を提出したとき。
- (4) 提案者が、上記6の（2）に規定する説明を行わなかったとき。
- (5) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (6) 提案者が、上記3に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (7) その他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。ただし、説明会時における補足説明資料の配付については、この限りでない。
- (3) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成及び提案に関する説明（プレゼンテーション）に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、契約候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。

- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 契約候補者決定後、提案内容について一部調整する場合がある。
- (9) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。